

自分を守るために

1 ハラスメントのないキャンパスへ

—公正で安全な環境の下での学生生活をおくるために—

●「セクハラ」「アカハラ」ということばを知っていますか。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）は、「相手の意に反する不快な性的言動」、アカデミック・ハラスメント（アカハラ）は、「教育指導上の不適切な言動」で、ともに勉強が妨げられ、勉強環境が悪化することを指します。本学では、そのようなことを許さない安全な教育環境を作るよう取り組んでいます。

●教職員に、ぜったいにやめてほしいと思うことがありますか。

侮辱やおどかしを受けて傷つけられたり、プライバシーを損なわれたり、差別的な扱いを受けたりしていませんか。とりわけそのようなことが、性的なものであったり、単位の取得や成績評価にからむものである場合には、声に出してください。また身近に悩んでいる人がいたら、一緒に力になってほしいのです。

本学ではハラスメントの防止と対応の一環として「宮城学院女子大学教育環境と人権を守るためのガイドライン」を作りました（P200に掲載）。まず教職員が問題を起こさないようにすることはいうまでもありません。

それでも、もし問題が起きてしまったらどのように対処するのか、その方針について次のように決めました。

- ①被害の事実を早くつかむ
- ②最初の相談をしやすいとする
- ③相談のたらい回しはしない
- ④相談者を二次被害（おどしや報復など）から守る
- ⑤迅速な解決に努める
- ⑥被害者に謝罪と償いをする
- ⑦再発を防ぐ

●学生はどのようにしたらよいでしょうか。

- ①ハラスメントは人権問題であるという認識をもつことが大切です。
- ②もし被害を受けた場合には、勇気を持って、クラス担任やあなたが信頼できる教員、訪ねやすい教員に話してください。もちろん学生相談室も利用できます。秘密はどこでも確実に守られます。
- ③友人が被害を受けている事実を知った場合には、勇気を持って訴えるよう支援してください。
- ④最初の相談の後、解決まであなたの心を支えることができるよう配慮します。

あなたは信頼できる教員か学生相談室に訴えるだけでよいのです。

2 不審電話・いたずら電話

本学の教職員と偽り、学生の電話番号（携帯番号）やアパートの住所を問い合わせるなど不審な電話が多くある。本学ではそのような問い合わせをすることは

【ハラスメント相談の流れ】

